

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準を満たした保険医療機関です。

1. 入院基本料について

(1) 障害者施設等入院基本料 2 (10 対 1 看護)

≪ 3 階西病棟 55 床 ≫

＜看護補助・患者ケア体制充実加算 1 (告示注 10)、夜間看護体制加算 (告示注 11)＞

当院の一般病棟は、1 日に (日勤・夜勤合わせて) 17 人以上の看護職員 (看護師及び准看護師、うち看護師が 7 割以上) を配置し、月平均夜勤時間も 72 時間以内を遵守しています。

尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 朝 8 時 45 分～夕方 16 時 45 分まで、看護職員 1 人当たり受け持ち患者数は 7 人以内です。
- 夕方 16 時 45 分～朝 8 時 45 分まで、看護職員 1 人当たり受け持ち患者数は 14 人以内です。

(2) 療養病棟入院基本料 1 (20 対 1 看護、20 対 1 看護補助)

≪ 3 階東病棟 60 床・4 階東病棟 60 床 ≫

＜経腸栄養管理加算 (告示注 11) 看護補助・患者ケア体制充実加算 1 (告示注 13)＞

当院の療養病床 (120 床) では、医療区分 2 及び 3 の患者様が 8 割以上であり、月平均夜勤時間も 72 時間以内を遵守しています。また、1 日に (日勤・夜勤合わせて) 18 人以上の看護職員 (看護師及び准看護師、うち看護師が 2 割以上) と 1 日に (日勤・夜勤合わせて) 18 人以上の看護補助者を配置しています。

尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 朝 8 時 45 分～夕方 16 時 45 分まで、看護職員 1 人当たり受け持ち患者数は 12 人以内です。
看護補助者 1 人当たり受け持ち患者数は 12 人以内です。
- 夕方 16 時 45 分～朝 8 時 45 分まで、看護職員 1 人当たり受け持ち患者数は 30 人以内です。
看護補助者 1 人当たり受け持ち患者数は 30 人以内です。

(3) 回復期リハビリテーション病棟入院料 2 (13 対 1 看護、30 対 1 看護補助)

≪ 4 階西病棟 57 床 ≫

当院の回復期リハビリテーション病棟 (57 床) には、1 日に (日勤・夜勤合わせて) 14 人以上の看護職員 (看護師及び准看護師、うち看護師が 7 割以上) と 1 日に (日勤・夜勤合わせて) 6 人以上の看護補助者を配置し、月平均夜勤時間も 72 時間以内を遵守しています。

尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 朝 8 時 45 分～夕方 16 時 45 分まで、看護職員 1 人当たり受け持ち患者数は 5 人以内です。
看護補助者 1 人当たり受け持ち患者数は 23 人以内です。
- 夕方 16 時 45 分～朝 8 時 45 分まで、看護職員 1 人当たり受け持ち患者数は 23 人以内です。
看護補助者 1 人当たり受け持ち患者数は 23 人以内です。

2. 九州厚生局長への届出事項について

当院は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に定める基準に基づき、以下の事項について九州厚生局長へ届出を行い受理されています。

(1) 基本診療料にかかる事項

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2 (外医 D X 2)
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2 (入医 D X 2)
- ・ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2 (歯医 D X 2)
- ・ 療養病棟入院基本料 1
- ・ 障害者施設等入院基本料 2
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 2
- ・ 療養病棟入院基本料 1 (経腸栄養管理加算)
- ・ 障害者施設等入院基本料 2 (夜間看護体制加算)
- ・ 看護補助・患者ケア体制充実加算 1
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 療養病棟療養環境加算 1
- ・ 入退院支援加算 1 (入院時支援加算)
- ・ データ提出加算 2
- ・ 感染対策向上加算 3 (連携強化加算、サーベイランス強化加算)
- ・ 医療安全対策加算 2 (医療安全地域連携加算 2)
- ・ 認知症ケア加算 2
- ・ 情報通信機器を用いた診療
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3
- ・ 初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準
- ・ 歯科外来診療感染対策加算 1
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 1

(2) 特掲診療料に係る事項

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 2・3
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料における注 2 に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・ 検体検査管理加算 (I)
- ・ 画像診断管理加算 2

- ・ C T 撮影および M R I 撮影（1. 5 テスラ以上 3 テスラ未満）
- ・ 脳血管リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算・急性期リハビリテーション加算）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算・急性期リハビリテーション加算）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算・急性期リハビリテーション加算）
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（注 5）
- ・ 入院ベースアップ評価料 6 7
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（注 5）
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ C A D / C A M 冠

（3）入院時食事療養費／入院時生活療養（Ⅰ）

当院は入院時食事療養費／入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に患者様の病状に応じて食事を提供すると共に、適時の食事提供（夕食に関しては午後 6 時以降に提供）を実施し、保温・冷配膳車等により適温の食事を提供しています。

3. 施設基準の規定によるウェブサイト掲載があるもの

<電子的診療情報連携体制整備加算>

- ・当院はマイナ保険証、電子処方箋等の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療の提供に努めています。
- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。



「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、令和4年4月1日より領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、令和4年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。

なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

<一般名処方加算>

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組みを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行っています。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

＜地域支援・医薬品供給対応体制加算＞

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品・先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用法・投与日数などの処方日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

変更にあたっては医師・薬剤師より説明いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

＜情報通信機器を用いた診療＞

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しています。ただし初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な医薬品
- ・基礎疾患等の情報が把握できない患者様に対する 8 日以上の処方

＜歯科外来診療医療安全対策加算＞

当院では、歯科外来診療に係る医療安全対策について、以下の通り取り組んでいます。

- ・安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・機器を有しています。
- ・自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
- ・緊急時には下記の医療機関と連携を図り、適切に対処を行える体制を整えています。

緊急時連携病院：長崎大学病院

＜歯科外来診療感染対策加算＞

当院では、歯科外来診療に係る院内感染防止対策について、以下の通り取り組んでいます。

- ・安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な感染対策を講じています。
- ・院内感染対策に関する指針を備えています。

<保険外負担に関する事項>

(1) 長期収載品に係る選定療養費について

厚生労働省より令和8年6月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただく仕組みとなりました。

患者のみなさまへ

令和8年6月から

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

（２）証明書・診断書料等（税込）

診断書・証明書（簡単なもの） 3,300 円
診断書・証明書（複雑なもの） 5,500 円
学校医の発行する診断書（簡単なもの） 2,200 円
学校医の発行する診断書（複雑なもの） 4,400 円
児童・生徒の学校伝染病診断書 1,100 円
長期傷病補償給付診断書 5,500 円
交通事故診断書 4,400 円
交通事故明細書 3,300 円
生命保険・損害保険等面談料（簡単なもの） 7,700 円
生命保険・損害保険等面談料（複雑なもの） 11,000 円
生命保険関係（入院証明書・損害保険用診断書等） 7,700 円
市町村交通損害共済用診断書 2,750 円
死亡診断書 6,600 円
死亡診断書（２通目以降） 3,300 円
後遺症診断書 7,700 円
厚生年金・国民年金・恩給診断書 11,000 円
司法関係診断書 7,700 円
身体障害者手帳診断書 6,600 円
身体障害者福祉手当認定診断書 6,600 円
原爆健康管理手当診断書 11,000 円
原爆介護手当用診断書 4,400 円
原爆医療特別手当用診断書 4,400 円
指定難病臨床調査個人票（新規） 6,600 円
指定難病臨床調査個人票（更新） 3,300 円
寝たきり老人介護者慰労金受給資格確認用診断書 1,650 円
老人ホーム入所用診断書 3,300 円
ホームヘルパー派遣・入浴サービス診断書 1,650 円
労災保険療養費の費用請求書 5,500 円
成年後見人制度用診断書 3,300 円
おむつ使用証明書 550 円

（３）診療録の開示手数料（税込）

閲覧料（事務手数料含む） 5,500 円
謄写料（コピー料） 11 円（１枚につき）
レントゲンフィルム 実費
ＣＤ作成料 1,100 円（１枚につき）

(4) その他

処置料（死亡時） 3,850 円

浴衣代（死亡時） 2,200 円

車椅子修理費（個人所有のもの） 実費

（５）予防接種価格表

（令和８年８月１日現在）

※当院の予防接種対象者は、中学生以上の方です。

※医師による問診の結果、接種できない場合もあります。

インフルエンザワクチン 令和８年１０月１日～接種開始 なくなり次第終了となります。

１：定期接種対象者 長崎市 2,200 円（市町村により異なります）

市民税非課税世帯 1,100 円 非課税証明書（写し可）を持参

生活保護受給者 無料

詳しくは <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6770.html>

２：任意接種の方 4,070 円

新型コロナウイルスワクチン 令和８年１０月１５日～令和９年３月３１日まで

（完全予約制となります。接種ご希望の方は事前にお電話で予約をお願いします。）

１：定期接種対象者 長崎市 4,000 円（市町村により異なります）

市民税非課税世帯 2,000 円 非課税証明書（写し可）を持参

生活保護受給者 無料

詳しくは <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/4716.html>

２：任意接種の方 16,500 円

肺炎球菌ワクチン

１：定期接種対象者 長崎市 2,200 円（市町村により異なります）

市民税非課税世帯の方は無料 非課税証明書（写し可）を持参

長崎市からの「案内はがき」を持参して下さい。

詳しくは <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/5683.html>

２：任意接種の方 11,000 円

带状疱疹ワクチン（当院は２回接種のシングリックスのみ採用）

１：定期接種対象者 課税世帯：長崎市 10,000 円（２回接種が必要 計 20,000 円）

非課税世帯：長崎市 5,000 円（２回接種が必要 計 10,000 円）

生活保護受給者：無料

令和８年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になられる市民のかた
長崎市からの「案内はがき」を持参して下さい。

市民税非課税世帯の方は無料 非課税証明書（写し可）を持参

詳しくは <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/43930.html>

２：任意接種の方 22,000 円（２回接種が必要 計 44,000 円）

その他、任意接種項目費用

・風疹ワクチン 5,500 円＋診察代 3,000 円 計 8,500 円

- ・風疹ワクチン 5,500 円＋診察代 3,000 円 計 8,500 円
- ・MRワクチン 8,800 円＋診察代 3,000 円 計 11,800 円
- ・ムンプスワクチン 5,500 円＋診察代 3,000 円 計 8,500 円
- ・水痘ワクチン 7,700 円＋診察代 3,000 円 計 10,700 円
- ・B型肝炎ワクチン 5,500 円＋診察代 3,000 円 計 8,500 円

※ 当院かかりつけ患者様、健診ご利用者様につきましては診察代はかかりません。

回復期リハビリテーション病棟入院料〔２〕に係る院内掲示事項

直近３か月間の退院患者数	５月	６月	７月
	１９名	２１名	１８名

退棟患者の回復期リハビリテーションを要する状態の区分別内訳		５月	６月	７月
患者構成	脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症、義肢装着訓練を要する状態又は手術後２か月以内	２名	２名	４名
	大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の骨折の発症、二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後等２か月以内	１５名	１４名	１２名
	外科手術又は肺炎等の治療時の安静により生じた廃用症候群を有しており、手術後又は発症後２か月以内			１名
	大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靱帯損傷後１か月以内			
	股関節又は膝関節の置換術後１か月以内	２名	４名	１名
	急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態			
	上記に準ずるもの			

算出期間：令和８年５月～令和８年７月（３か月実績）３か月ごとに更新

直近のリハビリテーション実績指数（６か月実績）	
前月までの６か月間に回復期リハビリテーション病棟を退棟した回復期リハビリテーション病棟を要する状態の患者数	１２２名
上記のうち、実績指数の計算対象とした患者数	９５名
上記の患者の退棟時のＦＩＭ得点（運動項目）から入棟時のＦＩＭ得点（運動項目）を控除したものの総和①	２７３９
上記の各患者の入棟から退棟までの日数を、当該患者の入棟時の状態に応じた回復期リハビリテーション病棟入院料の算定日数上限で除したものの総和②	６９．８６
実績指数（①／②）	３９．２

算出期間：令和８年１月～令和８年６月（６か月実績）３か月ごとに更新